

親が子の教育資金を形成するにはどの制度？

価格変動リスクを取るか？「払い出しのハードル」は必要か？

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第2部では、局面ごとにどのような制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を行います。

第2部の3回目は親が子どもの教育資金を形成する場合について考えます。候補となりそうな、NISA、ジュニアNISA、一般財形、教育資金の一括贈与非課税制度、学資保険、低解約返戻金型終身保険を横断比較して、どのような人にはどの商品・制度が向いているのかを検討します。

1. 価格変動リスクをとった運用を行うべきか否か

今回は、親が子どもの教育資金を形成する場合について検討します（祖父母が孫のための教育資金を支払う場合については次回検討します）。

親が子どもの教育資金を形成するための制度・金融商品を検討する際に、筆者が着目すべきポイントは2つであると考えています。

一点は、価格変動リスクがあっても高い期待リターンを得られる運用をしたいと考えるか否か、もう一点は、親が自分で自分を律することができる性格か否か、です。

教育資金を形成するのに、価格変動リスクのある上場株式や株式投信を用いる、ということと違和感を覚える人もいるかもしれません。確かに、子どもが来年大学進学を控えているというときに、大学授業料に充てるべき資金を上場株式や株式投信で運用するのは適当ではないと思います。しかし、まだ子どもが8歳や3歳のとき、10年後や15年後の大学授業料に充てるお金についても、本当に価格変動リスクを取った運用をすべきでないと言えるでしょうか。

この点を考える際、参考になるのは、大学授業料の推移です。次の図表は、東京都区部の法律・文学・経済関連の学部の大学年間授業料（平均値）の過去40年間の推移です。

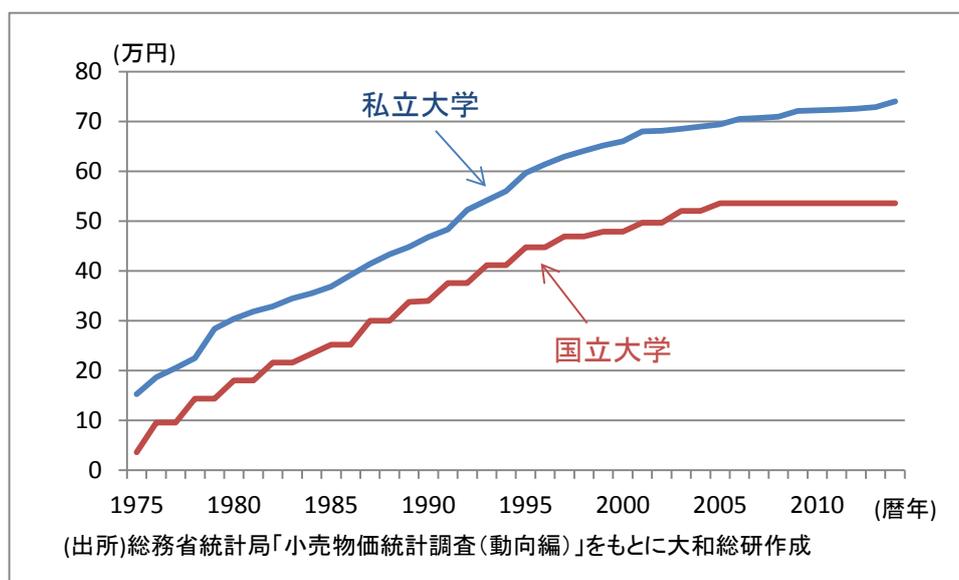
過去40年間、大学授業料はほぼ右肩上がりです。1975年時点では国立大学で年間3万6,000円、私立大学でも年間15万3,000円であった大学授業料は、2005年には国立大学でも年間53万5,800円、私立大学では年間69万4,430円まで上昇しました。

その後は国立大学の授業料は横ばいとなっていますが、私立大学の授業料はペースを落とし

ながらも上昇を続けており、2014年現在、年間74万658円となっています。

大学授業料の増加の背景にあるのは、物価上昇と（学生1人あたりでみた）国からの補助金の削減です。今後の物価や国の文教政策がどのように変わるかは分からない面もありますが、10年後、15年後を見据えると、大学授業料が現在より大きく上昇している可能性も十分に考えられるのです。

大学年間授業料の推移（東京都区部、法文経系・昼間部）



今後、大学授業料が上昇することを考えると、大学への進学のために準備すべき金額の目標を、例えば「400万円」のような名目の金額で定めるのがよいとは限りません。将来、大学授業料が大きく上昇していた場合には、「400万円」を準備できても、それで大学授業料を賄えるかは分からないからです。

今後、ある程度の物価上昇（に伴う大学授業料の上昇）を見込むのであれば、ある程度価格変動リスクを取っても、物価上昇率を上回るリターンを期待できる運用を行うことが有効と考えられます。

もちろん、ある程度物価上昇を見込むとしても、それでも価格変動リスクは取りたくない、投資で1円でも損はしたくない、子どものための資金を1円でも減らす可能性があることに心理的な抵抗が強い、などと考える人もいます。そのように考える人は、価格変動リスクを取らずに運用をするのもよいでしょう。

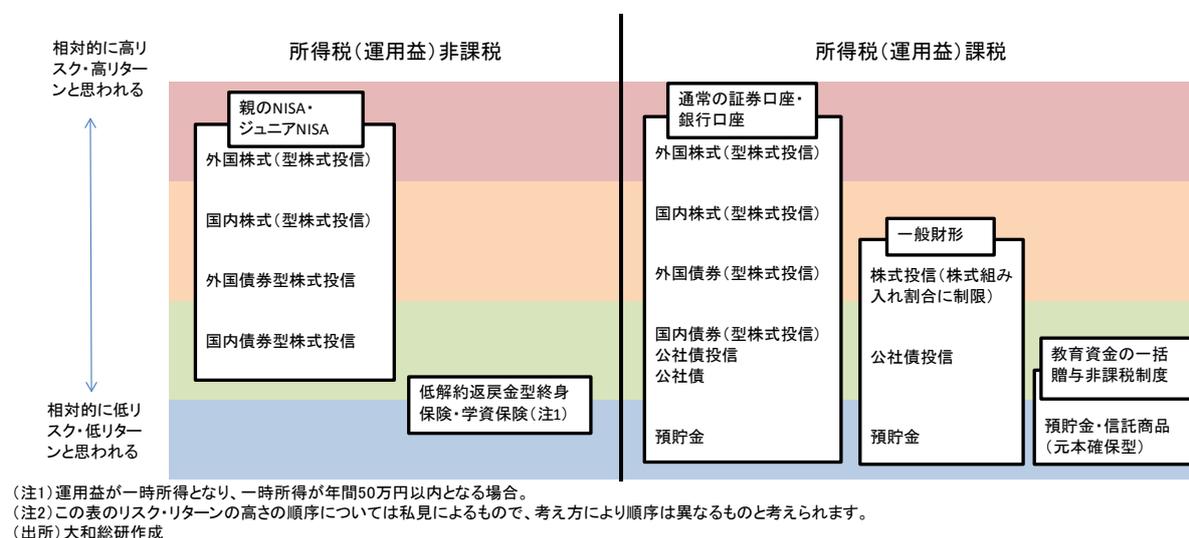
なお、価格変動リスクを取った運用を行うにしても、価格変動リスクを取らない運用を行うにしても、いずれにしても結果的に準備できた資金が目標に満たない場合にどのように対処するか（生活費を節約することにより捻出する、祖父母等に資金援助をお願いする、子ども自身が奨学金を借りて賄う、など）考えておく必要があるでしょう。

価格変動リスクを取った運用を行う場合は運用成果が思わしくない場合をイメージできるかもしれませんが、価格変動リスクを取らない運用を行う場合であっても、「目標」となる大学授業料の方が変動することで、結果的に準備できた資金が目標に満たなくなる可能性があるからです。

2. リスク・リターンの関係をもとにしたマッピング

親が子どもの教育資金を形成する際に検討対象になるものと考えられる主な制度・金融商品について、リスク・リターンの関係をもとにマッピングしたものが、次の図表です。

主な教育資金の形成手段のリスク・リターンの関係をもとにしたマッピング



ある程度価格変動リスクを取った資産運用を行う場合は、外国株式、国内株式、外国債券などを投資対象とする投資信託へ投資をすることが有効です。親名義のNISAや子ども名義のジュニアNISAを用いれば、これらへの投資を行い、運用益を所得税非課税とすることができます。

価格変動リスクを取りたくない場合で、運用益を所得税非課税とするためには、低解約返戻金型終身保険や学資保険を利用するとよいものと思います¹。運用益に所得税が課税されるものとしては、一般財形で預貯金を積み立てる方法や、教育資金の一括贈与非課税制度²内で預貯金等として運用する方法なども考えられます³。

¹ 生命保険の解約返戻金や満期保険金を保険料を支払った契約者本人が受け取る場合、原則として差益部分が一時所得として課税されますが、一時所得には年50万円の特別控除があります。一般的には、学資保険や低解約返戻金型終身保険の解約返戻金や満期保険金の差益部分は50万円の範囲内に収まり、結果として運用益は非課税になるものと考えられます。詳しくは、本シリーズ第6回を参照。

² 非課税なのはあくまで贈与税であり、所得税の非課税制度ではありません。

³ 法律上は、証券会社が教育資金の一括贈与非課税制度を取り扱うことは可能ですが、実際には取り扱っていない

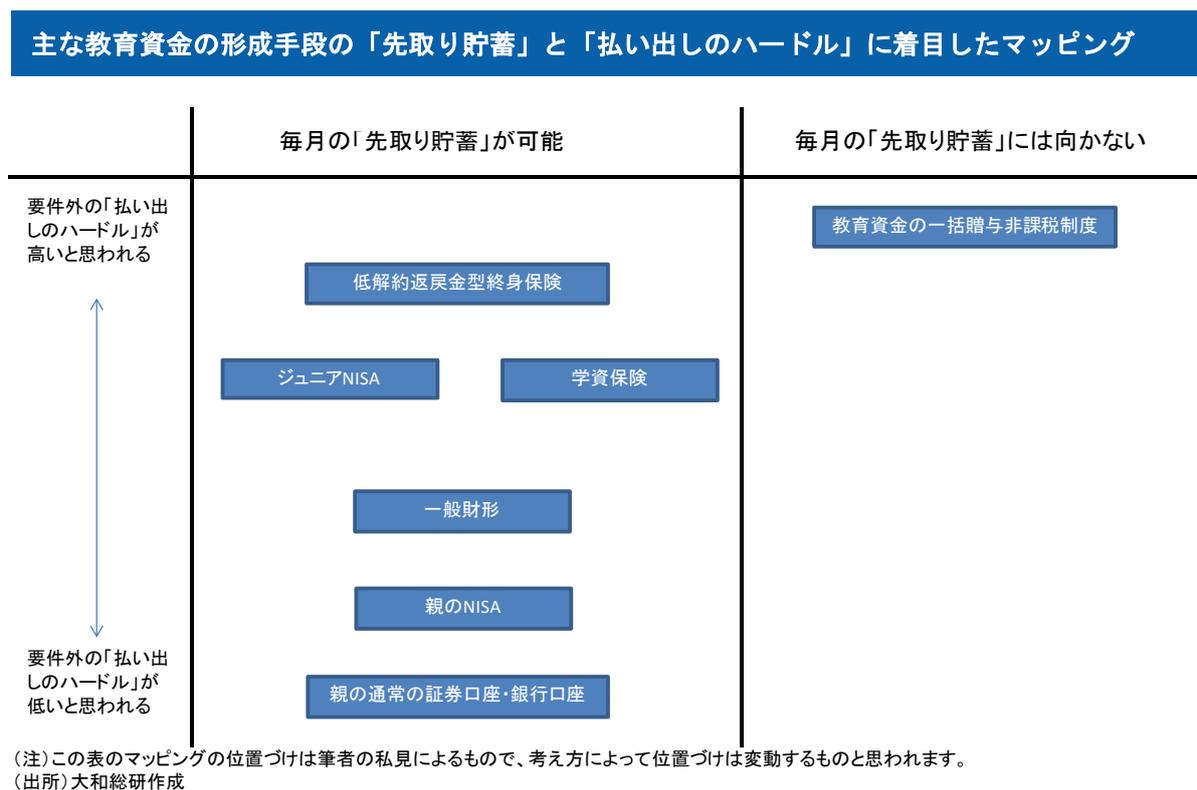
3. 「先取り貯蓄」と「払い出しのハードル」によるマッピング

次に着目すべき点としては、親が自分で自分を律することができる性格か否か、という点です。

つい浪費をしてしまう癖があったり、計画的な貯蓄を行うことが難しいと考えていたりする人は、制度や金融商品を利用して毎月の「先取り貯蓄」を促したり、「払い出しのハードル」を高くしたりすることが、資産形成に寄与することになります。

他方で、計画的な貯蓄を行うことができると考える人は、制度や金融商品によって「先取り貯蓄」や「払い出しのハードル」をセットする必要はありません。

親が子どもの教育資金を形成する際に検討対象になるものと考えられる主な制度・金融商品について、「先取り貯蓄」と「払い出しのハードル」に着目してマッピングしたものが次の図表です。



証券会社はほとんどありません。教育資金の一括贈与非課税制度を取り扱っている証券会社を利用した場合、口座内で上場株式や株式投信による運用は可能です。ただし、運用により損失が生じた場合、その分の金額については教育資金に利用していないこととなるため、結果的に損失部分にも贈与税が課税されることとなります。これらの点から、教育資金一括贈与非課税制度では、価格変動リスクのある金融商品への投資は向いていないものと考えられます。教育資金の一括贈与非課税制度について、詳細は本シリーズ第7回を参照。

（1）価格変動リスクを取ってもよいと考える人の資産形成法

以上を踏まえて、親が子どものための教育資金を形成する際に、どのような制度・商品を利用すればよいか、筆者の意見を述べます。

価格変動リスクを取ってもよいと考える人は、NISA やジュニア NISA を利用して上場株式や株式投資信託などに投資をするとよいでしょう。

親自身が教育資金以外の目的で NISA を既に利用している場合、教育資金形成のための親の NISA の非課税枠が残っていないことが考えられます。この場合は、教育資金形成のための分としては、子どもに贈与を行い子どものジュニア NISA で運用を行うとよいでしょう。

親の NISA の非課税枠が余っている場合は、親の NISA と、子どものジュニア NISA、どちらを利用するかは、次の観点を考慮して選択するとよいでしょう。

ジュニア NISA で投資される資金は、一度子どもに贈与されたものであり、かつ、18 歳までに払い出すと、ジュニア NISA で得た配当・譲渡益は全て遡及して所得税の課税対象となります。このため、ジュニア NISA には 18 歳までの払い出しを防ぐ「払い出しのハードル」がセットされています。

子どもの大学等への進学のための資金について、親が自分で使ってしまったり、高校までの教育費に使ってしまったりしないようにしたい、と考えるのであれば、子どもに贈与を行った上でジュニア NISA を利用するとよいでしょう。

親が自分を律して資金を積み立てることはできるので、本当に資金の必要性が生じた際には払い出せるようにしておきたい、と考えるのであれば、親自身の NISA を利用した方が柔軟な対応が可能になるでしょう。

もちろん、両方に資金を出せる余裕がある場合は、ジュニア NISA と親自身の NISA の両方を併用するとよいでしょう。

（2）価格変動リスクを取りたくない人の資産形成法

続いて、価格変動リスクを取りたくない人について検討していきます。価格変動リスクを取らない運用を行う場合は期待リターン水準はそれほど大きなものにならないため、運用益に対する課税の有無よりも、毎月の「先取り貯蓄」と要件外の「払い出しのハードル」の観点から利用すべき制度・商品を選ぶのがよいものと思います。

教育資金の一括贈与非課税制度は、制度上は複数回の贈与を行うことも可能ではありますが、贈与を行える期限が 2019 年 3 月 31 日までとされていることや、贈与を行う都度手続きが必要と考えられることなどから、毎月の先取り貯蓄に向けた制度ではありません。

ただし、要件外の「払い出しのハードル」については、教育資金の一括贈与非課税制度は最も高いものと考えられます。教育資金の一括贈与非課税制度の中には、教育資金の領収書や振

り込み依頼書を提示した場合にしか払い出すことができない契約内容の信託商品もあり、しくみ上、要件外の払い出しを不可能にしてしまうことも可能です。

また、このような契約がない場合でも、「子ども名義」の「教育資金」を要件外に使うことについては強い罪悪感を覚えるものと思います（経済面でも、子どもに贈与税が課税されることになるため、大きな問題となります）。

現時点である程度まとまった資金があって、運用益を出す必要もなく、教育資金に充てるつもりで、自分が他の目的に使ってしまわないようロックをかけたいと思うような場合には、教育資金の一括贈与非課税制度を使うことが最適と言えます。

毎月の「先取り貯蓄」を行うことができる手段は多数考えられますが、その中で最も要件外の「払い出しのハードル」が高く、積み立てを断念しにくいものは、筆者は低解約返戻金型終身保険だと思っています。

低解約返戻金型終身保険は、一般的に、低解約返戻金期間内に解約すると、解約返戻金が既払保険料総額に満たなくなる「元本割れ」となる商品性となっています。低解約返戻金期間内に解約すると「元本割れ」になるため、なるべく損はしたくないという心理を、毎月の保険料支払いを継続させる動機づけに使えるのです⁴。

継続して貯金することは苦手だけれど、損をしたくないという気持ちは人一倍強い、という人には、低解約返戻金型終身保険を用いて教育資金を形成するのが向いているように思います。

もっとも、低解約返戻金型終身保険が低解約返戻金期間内に解約すると損をするしくみは、継続的に積み立てを行うための動機づけとしてはよいとしても、本当に困窮した際に解約してもやはり損失を生じさせてしまうというデメリットがあります。継続的に積み立てを行うための動機づけとしては満期保険金を目標とする学資保険にもあります。

一般的に、学資保険を中途解約した場合、低解約返戻金型終身保険を低解約返戻金期間内で解約する場合と比べると、損失は相対的に小さくなる（既払保険料総額に対する解約返戻金の割合が相対的に高くなる）ことが多いものと考えられます。

継続して保険料を支払っていくしくみは利用したいけれど、いざという時には大きな損をせずに払い出せる余地は残しておきたいという人には、低解約返戻金型終身保険よりも学資保険の方が向いているでしょう。

会社に一般財形が導入されており、預貯金を積み立てることができる場合は、一般財形も教育資金の積立のための選択肢になります。一般財形は手続きさえすればいつでも積み立てを中止したり積み立てた預貯金を払い出したりすることができ、柔軟に対応できる面があります。預貯金で運用する場合、いつ払い出しても元本割れが生じることはありません。

⁴ ジュニア NISA は要件外払い出し時の遡及課税はありますが、それによって元本割れに直結するわけではありません（もっとも、ジュニア NISA 内で購入した上場株式や株式投信などの運用成果があがらず元本割れが生じる可能性はあります）。一定期間内の払い出しが「元本割れ」に直結する点は、低解約返戻金型終身保険の大きな特徴です。

本当に資金が必要なとき以外には払い出さず、継続して積み立てることができる自信のある人は、「先取り貯蓄」や「払い出しのハードル」は必ずしも必要ありません。

親が子の教育資金を形成する際のまとめ

子どもがまだ幼く、進学資金が必要になるまである程度時間がある場合は、教育資金の形成を価格変動リスクはあってもある程度リターンが期待できる資産で運用することも有効であると考えられます。

価格変動リスクを取ってもよいと考える人は、NISA やジュニア NISA を利用して上場株式や株式投資信託などに投資をするとよいでしょう。

子どもの大学等への進学のための資金について、親が自分で使ってしまったり、高校までの教育費に使ってしまったりしないようにしたい、と考えるのであれば、贈与を行った上でジュニア NISA を利用するとよいでしょう。他方、いざという際には柔軟に払い出せるようにしたい、と考えるのであれば、親自身の NISA を利用した方がよいでしょう。

価格変動リスクを取りたくない人については、毎月の「先取り貯蓄」と要件外の「払い出しのハードル」の観点から利用すべき制度・商品を選ぶのがよいものと思います。

現時点である程度まとまった資金があり、親が自分で他の目的に使ってしまわないようロックをかけたいと思うような場合には、教育資金の一括贈与非課税制度を使うことが最適と言えます。

継続して貯金することは苦手だけれど、損をしたくないという気持ちは人一倍強い、という人には、低解約返戻金型終身保険を用いて教育資金を形成するのが向いているように思います。いざという時には大きな損をせずに払い出せる余地を残しておきたいという人には、低解約返戻金型終身保険よりも学資保険の方が向いているでしょう。

本当に資金が必要なとき以外には払い出さず、継続して積み立てることができる自信のある人は、「先取り貯蓄」や「払い出しのハードル」は必ずしも必要ありません。

（次回は、第2部④祖父母が孫の教育資金を支援する場合について）

以上